

1 『都市公園』とは

「都市公園」とは、「都市公園法（昭和31年法律第79号）」第2条に定義されており、その内容を要約すると

- 1 地方公共団体が都市計画施設（都市計画法に基づき定められた施設）として設置する公園又は緑地。
- 2 地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園又は緑地。
- 3 国が一の都府県の区域を越えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地。
- 4 国が国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため、閣議の決定を経て設置する都市公園施設である公園又は緑地。

と定義されています。

平成23年8月23日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）」（以下、「第2次一括法」という。）の施行により、従前、国が一律に定めていた基準について、地域の実情にあった最適な行政サービスの提供を実現する観点から、当該基準が適用されていた地方公共団体自ら条例を定めることとされました。このことにより、都市公園法の一部が改正されたことに伴い、鎌倉市都市公園条例（以下、「市条例」という。）の一部を改正し、都市公園の配置及び規模の基準等について、国の示す基準を参酌して条例に定めたことに併せて、必要な用語の定義を行いました。

鎌倉市都市公園条例（平成24年12月27日一部改正・平成25年4月1日施行）

（定義）

第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 都市公園 法第2条第1項第1号に規定する公園又は緑地をいう。

都市公園法（平成23年12月14日一部改正）

（定義）

第2条 この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

- 1 都市計画施設（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設をいう。次号において同じ。）である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第2項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地

地方公共団体の設置に係る都市公園の種別及び配置の基準については次表のとおりです。

【種類・種別の名称については、昭和51年10月21日建設省都公緑発第147号建設省都市局長通達「都市公園等整備緊急措置法及び都市公園法の一部を改正する法律の施行について（平成5年6月30日改正）」によるもの。】

種 類	種 別	設 置 目 的、配 置 及 び 規 模 の 基 準
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園で、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定める。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園で、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定める。
	地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園で、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定める。
都市基幹公園	総合公園	主として本市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園で、容易に利用することができるように配置し、その利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定める。
	運動公園	主として運動の用に供することを目的とする都市公園で、容易に利用することができるように配置し、その利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定める。
広域公園		市の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、その利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定める。
緩衝緑地		主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園で、その設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定める。
特殊公園	風致公園	風致の享受の用に供することを目的とする都市公園で、その設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定める。
	動植物公園・歴史公園等※	その他都市公園を設置する場合には、その設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定める。
都市林		主として動植物の生息地または生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園で、その設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定める。
広場公園		主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園で、その設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定める。

種類	種別	設置目的、配置及び規模の基準
都市緑地※		都市の自然的環境の保全・改善及び都市景観の向上の用に供することを目的とする都市公園で、その設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定める。
緑道※		市街地における良好な居住環境の確保及び災害時の避難路の確保の用に供することを目的とする都市公園で、その設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定める。

第2次一括法の施行により、都市公園法第3条が改正され、市が設置する都市公園の配置及び規模の基準（都市公園法施行令第2条）について、国の示す基準を参考にして、市条例に基準を定めました。

鎌倉市都市公園条例（本市が設置する都市公園の配置及び規模の基準）

第1条の4 次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて本市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) **主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園**は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。
 - (2) **主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園**は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。
 - (3) **主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園**は、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。
 - (4) **主として本市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び本市の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園**で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。
- 2 **主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園※**を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

※ 動植物公園・歴史公園等、都市緑地、緑道については、条例第1条の4第2項に定める「前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園（その他の都市公園）」に分類され、その配置及び規模の基準については、「その設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定める。」としました。また、設置目的については、参考までに、昭和51年10月21日建設省都公緑発第147号建設省都市局長通達に記されているものを記載しました。

なお、都市計画法において都市施設として定める公園、緑地の種別と、都市公園法上の種別は異なるため、注意が必要です。関係法令は以下のとおりです。

都市計画法（昭和43年法律第100号）

（都市施設）

第11条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。

二 **公園、緑地**、広場、墓園その他の公共空地

2 都市施設については、都市計画に、都市施設の種類、名称、位置及び区域を定めるものとする。ともに、面積その他の政令で定める事項を定めるよう努めるものとする。

都市計画法施行令（昭和44年6月政令第185号）

（都市施設について都市計画に定める事項）

第6条 法第11条第2項の政令で定める事項は、次の各号に掲げる施設について、それぞれ当該各号に定めるものとする。

三 自動車ターミナル又は**公園 種別及び面積**

五 空港、**緑地**、広場、運動場、墓園、汚物処理場、ごみ焼却場、ごみ処理場又は法第11条第1項第5号から第7号までに掲げる都市施設 **面積**

2 前項の種別及び構造の細目は、国土交通省令で定める。

都市計画法施行規則（昭和44年8月25日建設省令第49号）

（都市施設について都市計画に定める事項）

第7条 令第6条第2項の国土交通省令で定める種別及び構造の細目は、次の各号に掲げる種別及び構造について、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

五 **公園の種別 街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園又は特殊公園の別**